

- (18) 本工事は、継続契約方式の対象工事である。継続契約方式とは、入札説明書に示す別の工事を後発工事とし、当該後発工事を本工事の受注者と随意契約により別途契約する契約方式をいう。なお、後発工事の契約条件等は入札説明書に示す。
- (19) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、地区ごと共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。詳細は特記仕様書等による。
- 2 競争参加資格
- 当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
- (1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時に、平成31・32年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「橋梁補修改築工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が940点以上である者（上記の再認定を受けた者については、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が940点以上であること。）。又は、この条件を満たす2者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
- (3) 施工実績
- 平成16年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路

株式会社が発注し、完成・引渡し完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が均等割の10分の6以上の場合のものに限る。）

- (ア) 同種工事（下記a）及びb）を必要とする。）
- a) 以下のいずれかの施工実績があること
- ・道路橋における鋼橋上部工の耐震補強
  - ・道路橋における鋼橋上部工の支承取替
  - ・道路橋における鋼橋上部工の桁補強
  - ・道路橋における鋼橋上部工の落橋防止構造（新設工事含む）
  - ・道路橋における鋼橋上部工の新設工事
- b) 供用中の自動車専用道路の車線規制（路肩規制を除く）を実施した実績があること
- ただし、特定建設工事共同企業体にあつては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が(ア)同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、(ア)a) 同種工事若しくは(イ)同種工事の施工実績を有すること。
- (イ) 同種工事
- 以下のいずれかの施工実績があること。
- ・道路橋の耐震補強
  - ・道路橋の支承取替
  - ・道路橋の桁補強
  - ・道路橋の落橋防止構造（新設工事含む）
  - ・道路橋の新設工事

- (4) 配置予定の技術者等
- 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- ① 現場代理人は常駐で配置できること。主任技術者又は監理技術者は建設業法に基づく配置ができること。
- ② 主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。
- ③ 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成16年度以降に元請として完成・引渡し完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは(3)に同じ。
- 同種工事
- 以下のいずれかの施工実績があること。
- ・道路橋の耐震補強
  - ・道路橋の支承取替
  - ・道路橋の桁補強
  - ・道路橋の落橋防止構造（新設工事含む）
  - ・道路橋の新設工事
- ④ 主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、確認資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ⑤ 監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (5) 競争参加資格確認申請書、確認資料及び競争参加者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域3」において、入札参加資格停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において入札参加資格停止を受けていないこと。
- (6) 施工計画が適切であること。
- (7) 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
- イ) 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上で

- あること。ただし、相当の施工実績を有し、確かかつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- ロ) 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に建設業法に基づく配置ができること。
- ハ) 工事等競争参加資格登録要領別紙9-1に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
- ニ) 各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 入札前価格見積方式に関する見積書が提出されていること。
- (11) 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 以下のいずれかの場合に該当する資本関係
- I) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- II) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
- ② 以下のいずれかの場合に該当する人的関係
- I) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる